

生駒市規則第32号

生駒市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防規則の一部を改正する規則

生駒市火災予防規則（平成2年5月生駒市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第45条」を「第45条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に、「同条第4号」を「同項第4号」に、「同条第5号」を「同項第5号」に、「同条第6号」を「同項第6号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第45条第2項の規定による届出の対象となる期間及び区域の指定は、消防長が告示して行うものとする。

第13条に次の3項を加える。

3 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）を発する場合の基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 強風注意報が発表されているとき。

4 林野火災警報を発する期間は、1月から5月までの期間とする。

5 条例第29条の9に規定する火の使用の制限の対象となる区域は、市内全域とする。

第13条の次に次の1条を加える。

（林野火災に関する注意報）

第13条の2 林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）を

発する場合の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 林野火災注意報を発する日前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。

(2) 林野火災注意報を発する日前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、乾燥注意報が発表されているとき。

2 林野火災注意報を発する期間は、1月から5月までの期間とする。

3 条例第29条の8第3項に規定する火の使用の制限の努力義務の対象となる区域は、市内全域とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。